

生活援助中心型サービスの訪問回数が多い利用者への対応 自治体調査結果で「不適切」とされた事例

要介護度・ 認知症の有無	限度額超過の有無 他サービスの利用の有無	訪問回数が多い生活援助を必 要とする理由	サービス内容 (生活援助中心型)	適切なサービス利用であるか (保険者の観点)	当該事例に係る地域 ケア会議等による検 証の有無
要介護3 有 持ち家 独居	無 福祉用具貸与（車いす・車いす 付属品・特殊寝台・特殊寝台付 属品・褥瘡予防用具）	本人は在宅希望しているが、 身の回りのことが自分ででき ないため、支援が必要。家族は いるものの、支援は期待できな いため。	3食分の調理・食 器洗い・洗濯・掃除・ 服薬の促し・全身清 拭・ポータブルトイ シの処理	適切なサービス利用と考え ていない。	有（ケアプラン点検実 施予定）
要介護4 有（主治医の意見 書では認知症日常 生活自立度Ⅲa） 持ち家 独居	有（138%超） 訪問看護、訪問介護（身体） 訪問介護（通院等乗降介助）、 福祉用具貸与 家族が週3回（月・水・金） 昼食の準備等の支援をしてい る。都合がつかない場合は、高 齢の家族が支援している。 また、夜間や祭日等で介護サ ービスの提供が難しい場合は、 自費で家政婦を頼んでいる。 さらに、配食サービス及び緊 急通報システムを利用してい る。	本人は、危険認識が低く、独 りで歩き出そうとして転倒骨 折を繰り返している。また、病 気のため、週に3回透析に通っ ているため、疲労感が強く、身 の回りのことを行うことが困 難な状況である。 そのため、できるだけ在宅生 活を続けていきたい本人の希 望と、直接的な支援はできない が、家族からの希望もあり、一 日に数回の生活援助を提供す ることで、見守りを強化し、転 倒の危険を予防している。	訪問介護（生活援助）	適切なサービス利用である とは考えていない。 昨年度のケアプラン点検で 提出している事例であり、保 険者としても点検結果を書面 で回答している。 回答内容としては、限度額 を超える生活援助が必要な透 析患者が、在宅生活を続けて いくことは限界ではないかと いうことと、サービスを位置 付けてから目標を達成しよう としているケアプランになっ ているため、見直しが必要と いう点を助言している。	サービス内容の見 直し検討を行うた めに、ケース会議等の開 催が必要であると考 えている。 現状では地域包括 支援センターに相談 している段階であ るが、今後は現状のサ ービス内容及びサー ビス付高齢者住宅等 への入所も含め、話し合 いの場が必要である。

出典：第152回社会保障審議会介護給付費分科会（2017年11月22日）資料より倉林明子事務所作成